

※この通知文書は、令和5年度中小企業診断士第1次試験を那覇地区で受験申込をされた皆様に、第2次試験案内・申込書とともに、特定記録郵便で9月6日に発送しました。

令和5年度中小企業診断士第1次試験を那覇地区で受験申込をされた皆様へ

令和5年9月6日  
経済産業大臣指定試験機関  
(一社) 中小企業診断協会

令和5年度中小企業診断士第1次試験のうち、那覇地区における試験につきましては、台風6号の影響により実施をとりやめました。那覇地区の受験申込者の皆様には、ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。

今回の中止となった第1次試験の受験を申し込まれていた皆様については、二つの救済措置を講ずることとなっております。

まず、中小企業診断士第1次試験（再試験）（以下「再試験」という。）の実施です。再試験につきましては、本年12月23日及び24日に那覇地区で実施する予定です。

次に第2次試験に関してですが、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部が改正され、那覇地区で第1次試験の受験を申し込まれた方は、第1次試験の合格を経ずに、今年度実施を予定している中小企業診断士第2次試験を受験することができることとなりました。

それぞれの救済措置に関しまして、具体的内容は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

## 1. 再試験関係

### (1) 今回の救済措置の対象者

令和5年度中小企業診断士第1次試験の受験を那覇地区で申し込んだ方  
※今年度の第2次試験の受験を希望しない場合でも受験可能。

### (2) 再試験の申込方法

再試験については、申込手続きは必要ありません。

下記(3)の第1次試験の受験手数料の返還申請をされなかった方については、再試験を受験する意思があるものとして対応いたします。

なお、再試験については既存の受験申し込みデータを引き継ぐため、科目免除申請を含めて既に申し込みいただいている情報を変更することはできません。住所に変更が生じている場合は、郵便局へ転送届けを提出するとともに、今後、当協会から送付する予定の写真票印字の住所を赤で修正してください。

### (3) 受験手数料の返還

再試験の受験を希望されない方につきましては、本年9月21日から10月20日までの間に申請をいただければ受験手数料を返還いたします。具体的な手続きにつきましては、9月20日を目途に、郵送でお知らせします。

※この通知文書は、令和5年度中小企業診断士第1次試験を那覇地区で受験申込をされた皆様に、第2次試験案内・申込書とともに、特定記録郵便で9月6日に発送しました。

なお、上記の期間内に返還の手続きをされなかった場合、再試験を受験されなかった場合でも受験手数料の返還は行いませんのであらかじめ御了承ください。

(4) 合格発表

再試験・第2次試験ともに令和6年1月31日を予定しています。

(5) 再試験の合格基準の調整等

本年度実施した中小企業診断士第1次試験（那覇地区を除く9地区）との公平性の確保を図るため、必要に応じ、科目毎に加点又は減点、得点比率の引き下げ又は引き上げ等の調整を行います。また、総点数についても同様の調整を行います。

(6) その他

再試験を受験されなかったとしても過去の科目合格についての有効期間の延長措置はありません。また、再試験に合格された方が受験できる第2次試験は、本年度の第2次試験の受験の有無にかかわらず、来年度の第2次試験までとなります。

## 2. 中小企業診断士第2次試験関係

(1) 今回の救済措置の対象者

令和5年度中小企業診断士第1次試験の受験を那覇地区で申し込んだ方で、なおかつ、本年12月に実施予定の再試験を受験する方。

※第1次試験の受験手数料の返還を希望される場合は、第2次試験を受験することは出来ません。

(2) 第2次試験の申込方法

通常の申込方法と同様となります。本日（9月6日）、上記対象者あて申込書類を発送いたしますので、第2次試験の受験を希望される方は、同封の試験案内に従って第2次試験の受験申込をお願いいたします。

※受験申込書の記入欄のうち第1次試験の合格年度については、令和5年度と記入し、受験番号については、封筒の宛名右下に記載した第1次試験の受験番号（枠囲みの2308から始まる番号）を記入してください。

(3) 第2次試験の可否の取り扱い

那覇地区において本年12月に実施予定の再試験で不合格となった方は、第2次試験に合格した場合であっても当該合格の効力は失われます。その場合にあっては、第2次試験の合格証書は発行いたしません。

合格の効力を失った方及び第2次試験の得点が合格の基準に達しなかった方に対しましても、第2次試験の筆記試験の科目毎の得点は通知いたします。

なお、可否にかかわらず受験手数料の返還はいたしません。

以上